

三重県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

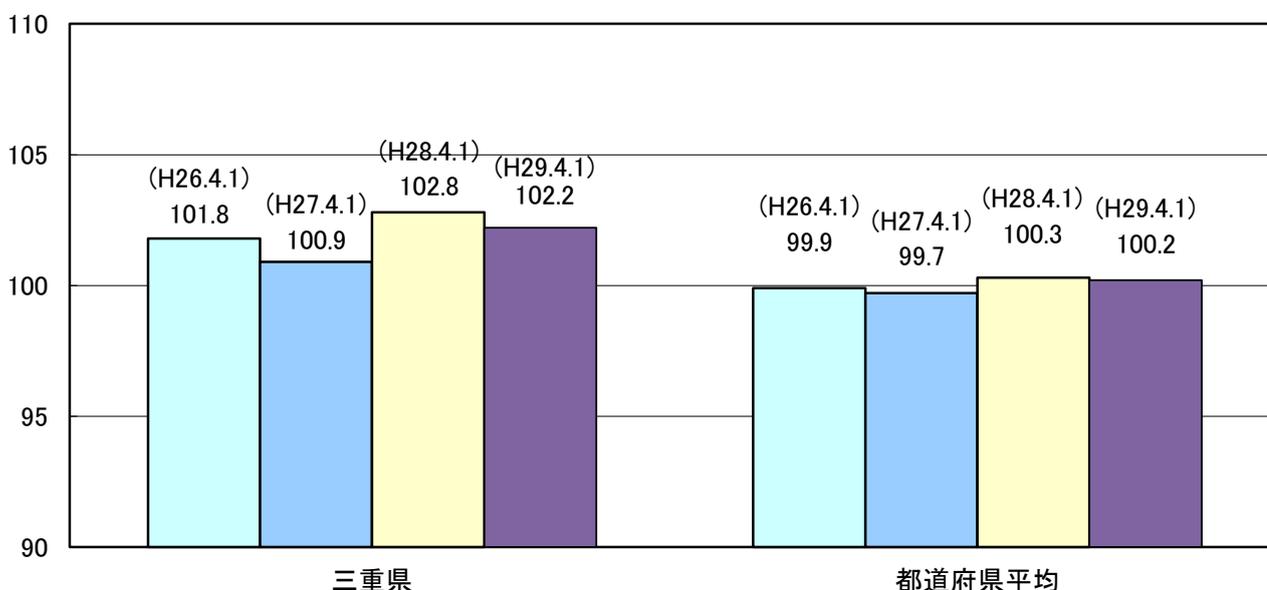
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 1,841,753	千円 684,615,553	千円 3,276,441	千円 220,574,646	% 32.2	% 32.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 22,153	千円 100,354,229	千円 20,971,341	千円 40,134,330	千円 161,459,900	千円 7,288	千円 7,171

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県では、人事委員会勧告に基づき、地域の民間給与水準を適切に反映させた結果、国の給与水準を上回る状況となっています。給与水準については、人事委員会が民間給与水準との均衡等を考慮して必要な勧告を行っており、今後も人事委員会勧告を踏まえ、適切な措置を講じていきます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
29年度	392,405	392,243	162 (0.04%)	0.00 %	0.00 %	0.15 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
29年度	4.42	4.30	0.12	0.10	4.40	4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.7%引下げ、高齢層については、最大4.7%引下げました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合、その差額を平成31年3月31日まで支給します。

また、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、激変緩和措置として、差額を次の割合で支給することとし、平成34年3月31日限りで廃止します。

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	差額の100分の75を支給
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	差額の100分の50を支給
平成33年4月1日から平成34年3月31日まで	差額の100分の25を支給

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準である鈴鹿市12%、四日市市10%、津市・桑名市・亀山市6%、名張市・伊賀市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町3%に対し、県内一律4.5%を支給します。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施します。

級地区分の新設(現行6区分)を行うとともに、支給割合を級地区分ごとに段階的に引き上げることとし、平成27年4月1日時点の三重県内支給割合は4%、給与改定後は、平成27年4月1日に遡及し4.5%を支給します。

(参考)

級地	H26年度の支給割合	H27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
1級地(東京都特別区)	18%	18%	18.5%	20%	20%
2級地(大阪市等)	15%・12%	15%・13%	15.5%・15%	16%	16%
3級地(名古屋市等)	15%・12%・10%	15%・13%・11%	15%・14%・13%	15%	15%
4級地(神戸市等)	12%・10%・6%	12%・10%・8%	12%・10.5%・10%	12%	12%
5級地(京都市等)	10%・6%・3%	10%・7%・5%	10%・9%・7%	10%	10%
6級地(仙台市等)	6%・3%・0%	6%・4%・2%	6%・5%・4%	6%	6%
7級地(札幌市等)	3%・0%	3%・1%	3%・2%	3%	3%
三重県内	4%	4%	4.5%	4.5%	4.5%

③ その他の見直し内容

平成27年4月1日に、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	43.7 歳	347,677 円	443,324 円	388,192 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
都道府県平均	43.1 歳	328,772 円	414,485 円	371,274 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	51.5 歳	326 人	350,574 円	406,054 円	380,141 円
うち用務員	52.4 歳	53 人	346,843 円	386,162 円	373,849 円
うち自動車運転手	53.6 歳	19 人	352,658 円	413,447 円	380,202 円
うち学校給食員	50.3 歳	15 人	356,093 円	399,673 円	381,240 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	— 円	328,360 円
都道府県平均	52.5 歳	10,848 人	326,437 円	382,344 円	359,762 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三重県	—	—	—	—
うち用務員	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.86
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	62.5 歳	220,900 円	1.87
うち学校給食員	調理士	42.3 歳	260,400 円	1.53
区分	参考			C/D
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)		
三重県	—	—	—	
うち用務員	6,342,781 円	2,818,600 円	2.25	
うち自動車運転手	6,636,158 円	2,884,900 円	2.30	
うち学校給食員	6,622,613 円	3,501,700 円	1.89	

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成26～28年の3ヶ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	45.6 歳	391,847 円	457,058 円
都道府県平均	44.8 歳	377,225 円	440,594 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	43.1 歳	372,221 円	425,394 円
都道府県平均	43.3 歳	363,803 円	420,442 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三重県	37.8 歳	327,266 円	450,478 円	365,083 円
国	41.2 歳	315,864 円	- 円	371,729 円
都道府県平均	38.4 歳	320,446 円	456,343 円	368,063 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区 分		三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	189,200 円	178,200 円
	高 校 卒	154,900 円	146,100 円
現業職	高 校 卒	154,900 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	210,600 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	210,600 円	-
警 察 職	大 学 卒	208,300 円	206,900 円
	高 校 卒	179,500 円	168,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	273,262 円	366,411 円	389,751 円	402,921 円
	高 校 卒	233,827 円	313,668 円	365,050 円	386,517 円
現業職	高 校 卒	228,900 円	303,250 円	351,682 円	367,713 円
高等学校教育職	大 学 卒	319,282 円	404,819 円	427,488 円	436,724 円
小・中学校教育職	大 学 卒	317,434 円	395,603 円	417,302 円	424,347 円
警 察 職	大 学 卒	296,519 円	390,342 円	400,684 円	422,088 円
	高 校 卒	267,897 円	365,000 円	389,191 円	409,748 円

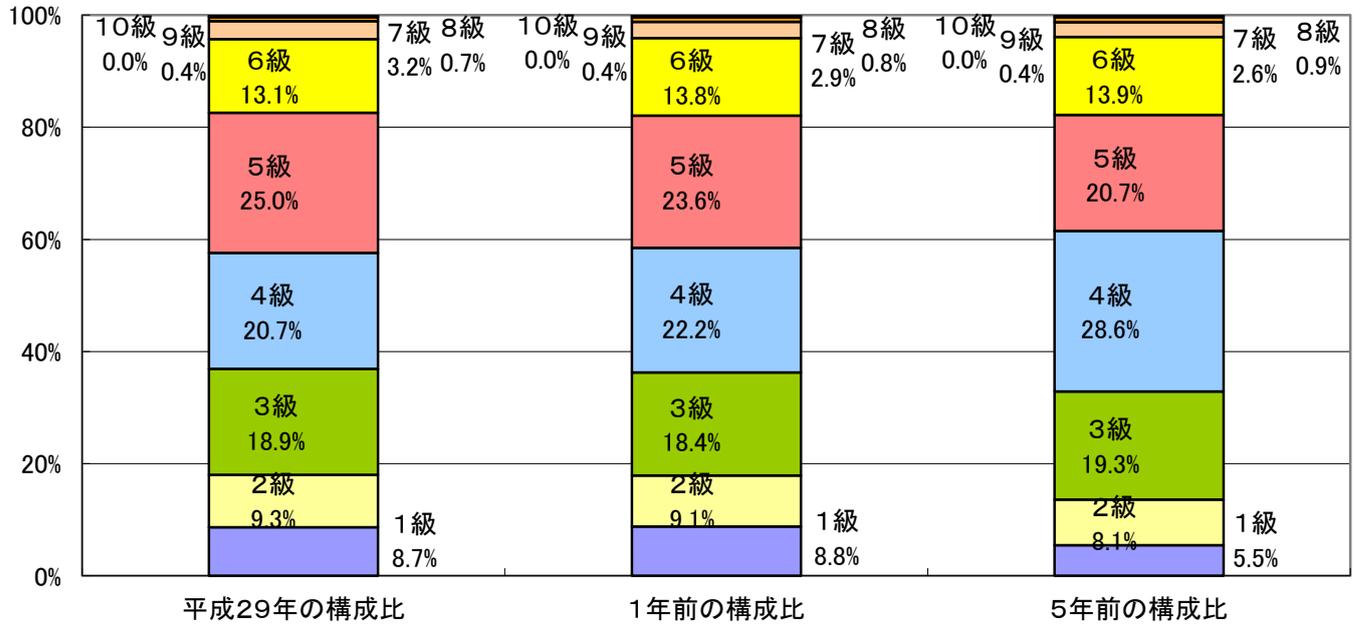
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	463人	8.7%	146,000円	252,000円
2級	主事、技師	494人	9.3%	196,100円	308,900円
3級	主査、主任	1,004人	18.9%	232,300円	354,700円
4級	主幹、主査	1,095人	20.7%	265,800円	385,700円
5級	班長、主幹	1,326人	25.0%	292,100円	397,700円
6級	課長、班長	691人	13.1%	322,900円	414,900円
7級	次長、課長	167人	3.2%	367,200円	449,600円
8級	副部長、次長	38人	0.7%	412,800円	473,300円
9級	部長、局長	20人	0.4%	463,100円	532,200円
10級	部長	1人	0.0%	526,400円	564,200円

(注) 1 三重県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（三重県）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	三重県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用		○		
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

県		国	
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,671 千円		—	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (三重県)

平成29年度中における運用	三重県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (29年4月1日現在)

県		国	
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	応募認定・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分	(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	応募認定・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分 49.59 月分
1人当たり平均支給額 4,690 千円	23,697 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		4,730,738 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		215,004 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
一級地 (東京都特別区)	25 人	20.0 %	20.0 %
二級地 (大阪市等)	8 人	16.0 %	16.0 %
三級地 (名古屋市等)	3 人	15.0 %	15.0 %
四～六級地 (県内、その他県外)	21,930 人	3.0～12.0 %	3.0～12.0 %
医師	37 人	16.0 %	16.0 %
平均支給率		— %	— %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)		101.7 (102.2)	

(注) 1 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
2 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数です。
(補正前のラスパイレズ指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出します。)

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	1,369,145 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	173 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)	35.7 %		
手当の種類 (手当数)	33 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当の名称、主な支給対象職員及びその業務、支給単価については、三重県のホームページをご覧ください。			

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	4,356,215 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	521 千円
支給実績 (27年度決算)	4,353,566 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	522 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 10,000円 ・子 月額8,000円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は下記の月額 ・子 月額10,000円 ・それ以外の扶養親族 月額 9,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		2,316,063 千円	228,544 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	異なる	[借家] 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,371,527 千円	266,730 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師、獣医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額 368,000円 (医師又は歯科医師) ・最高 月額 30,000円 (獣医師)	異なる	獣医師は支給なし	140,214 千円	2,459,895 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給 [上限3,500円]) ・自転車使用 月額3,000円	異なる	[交通機関利用者] 最高 月額55,000円 [交通用具使用者] 距離に応じて月額2,000円～24,500円 (駐車場利用料金の支給あり)	2,410,631 千円	113,234 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額30,000円+加算額 (配偶者等の住居との距離に応じて8,000円～58,000円)	同じ		140,624 千円	406,428 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	異なる	・行政職給料表 最高 月額 139,300円 (国と異なる区分あり)	1,448,056 千円	697,858 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		9,901 千円	186,811 円
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	同じ		3,183 千円	187,235 円

へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	—		45,344 千円	210,902 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に給料の10/100（管理職手当を受ける者にあつては8/100以内）を支給	—		108,600 千円	437,903 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に給料の6/100～10/100を支給	—		195,269 千円	428,221 円
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・最高 月額 8,000円	—		931,222 千円	61,000 円
農林漁業普及 指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に給料の8/100を支給	—		29,401 千円	350,012 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,200円 （5時間未満 2,100円） ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき20,000円 （5時間未満 10,000円） ・常直 月額 21,000円 （勤務日数半月以下 10,500円）	同じ		492,301 千円	305,398 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		209,289 千円	140,368 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		663,618 千円	365,227 円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	知 事	1,024,000 円	(1,280,000円)
	副 知 事	858,500 円	(1,010,000円)
報酬	議 長	1,020,000 円	
	副 議 長	900,000 円	
	議 員	830,000 円	
期末手当	知 事	(29年度支給割合)	
	副 知 事	4.10	月分
	議 長	(29年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	4.10	月分
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	128万円×在職月数×59/100	3,625.0万円 (任期毎)
		101万円×在職月数×39/100	1,890.7万円 (任期毎)

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

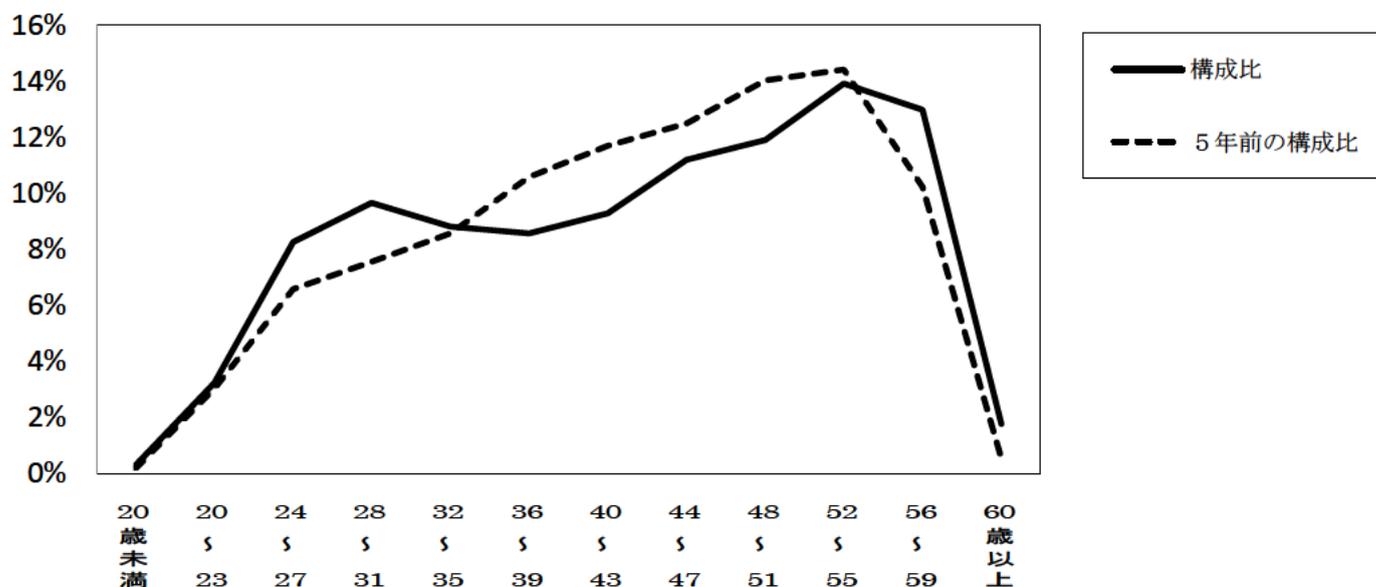
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分 区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成29年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	議 会	39	39	0	○業務の見直し・効率化等による減 ○児童相談体制の強化、子どもの発達支援体制の充実、国体準備体制の整備等による増
	総 務	840	887	△ 47	
	税 務	237	235	2	
	民 生	503	495	8	
	衛 生	576	579	△ 3	
	労 働	65	69	△ 4	
	農林水産	965	965	0	
	商 工	214	213	1	
	土 木	1,005	1,013	△ 8	
	計	4,444	4,495	△ 51	
	教育部門	14,135	14,201	△ 66	○児童生徒数の減少に伴う学級減による減 ○特別支援教育の充実による増
	警察部門	3,450	3,457	△ 7	○欠員不補充による減
	小 計	22,029	22,153	△ 124	(参考：人口10万人あたり職員数 1,196人)
公 会 営 計 企 業 部 門 等	病院	283	280	3	○業務の見直し・効率化等による減 ○欠員補充による増
	水道	98	98	0	
	電気ほか	88	90	△ 2	
	小 計	469	468	1	
合 計	22,498 [24,268]	22,621 [24,369]	△ 123 [△101]	(参考：人口10万人あたり職員数 1,222人)	

- (注) 1 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	71人	731人	1,859人	2,174人	1,985人	1,931人	2,091人	2,522人	2,679人	3,133人	2,921人	401人	22,498人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減率
一般行政	4,528	4,497	4,500	4,502	4,495	4,444	△84 (△1.9%)
教育	14,508	14,339	14,360	14,263	14,201	14,135	△373 (△2.6%)
警察	3,425	3,418	3,400	3,429	3,457	3,450	25 (0.7%)
消防							
普通会計計	22,461	22,254	22,260	22,194	22,153	22,029	△432 (△1.9%)
公営企業等会計計	530	514	511	473	468	469	△61 (△11.5%)
総合計	22,991	22,768	22,771	22,667	22,621	22,498	△493 (△2.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査にて報告した部門別職員数です。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 9,117,650	千円 338,619	千円 830,980	% 9.1	% 8.7

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	99	千円 409,487	千円 103,327	千円 171,718	千円 684,532	千円 6,914

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
6,930千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	43.2 歳	388,151 円	588,927 円
団体平均	44.1 歳	367,407 円	576,692 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,733 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,671 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (29年4月1日現在)

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 25.55625 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 774 千円 20,781 千円	1人当たり平均支給額 4,690 千円 23,697 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		19,420 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		196 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.5 %	99 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		1,806 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		30 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		60.6 %	
手当の種類 (手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	36,397 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	423 千円
支給実績 (27年度決算)	38,499 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	437 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 10,000円 ・子 月額8,000円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円 そのうち1人については、配偶者がいない場合は下記の月額 ・子 月額10,000円 ・それ以外の扶養親族 月額 9,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		15,210 千円	249,344 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	同じ		3,946 千円	303,538 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給 [上限3,500円]) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		16,519 千円	185,607 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		9,725 千円	810,417 円

管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		27 千円	9,000 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		278 千円	13,900 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 5,245,967	千円 591,116	千円 572,835	% 10.9	% 10.6

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	69	千円 281,660	千円 72,632	千円 118,044	千円 472,336	千円 6,845	6,452千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	39.9 歳	362,067 円	543,784 円
団体平均	44.2 歳	354,409 円	537,774 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,620 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,671 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (29年4月1日現在)

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 25.55625 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 774 千円	1人当たり平均支給額 4,690 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		13,347 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		193 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.5 %	69 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		137 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		6 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		33.3 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	28,711 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	487 千円
支給実績（27年度決算）	25,187 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	434 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 10,000円 ・子 月額8,000円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は下記の月額 ・子 月額10,000円 ・それ以外の扶養親族 月額 9,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		9,481 千円	210,689 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 （自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。）	同じ		2,473 千円	274,778 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		9,795 千円	168,879 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		8,406 千円	840,600 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		282 千円	18,800 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(3) 電気事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 1,266,578	千円 69,596	千円 195,002	% 15.4	% 7.6

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	21	千円 93,561	千円 26,606	千円 40,708	千円 160,875	千円 8,044

(参考)都道府県平均
一人当たり給与費

6,868千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	45.8 歳	422,777 円	645,899 円
団体平均	44.5 歳	369,314 円	582,939 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,881 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,671 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (29年4月1日現在)

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) 1人当たり平均支給額 774 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) 1人当たり平均支給額 4,690 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		5,148 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		245 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.5 %	19 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		94 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		13 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		33.3 %	
手当の種類 (手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	7,486 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	468 千円
支給実績 (27年度決算)	7,068 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	393 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 10,000円 ・子 月額8,000円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は下記の月額 ・子 月額10,000円 ・それ以外の扶養親族 月額 9,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		3,768 千円	269,143 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	同じ		1,494 千円	298,800 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給 [上限3,500円]) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		4,735 千円	263,056 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		3,298 千円	824,500 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		18 千円	9,000 円

休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ		14	千円	14,000円
--------	--	----	--	----	----	---------

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 5,392,432	千円 111,774	千円 2,072,209	% 38.4	% 38.8

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	280	千円 1,126,470	千円 472,780	千円 472,959	千円 2,072,209	千円 7,401	7,394千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (29年4月1日現在)

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	41.2歳	551,336円	1,257,116円
団体平均	44.9歳	571,224円	1,416,461円
事業者	—歳		—円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	42.4歳	352,356円	558,898円
団体平均	38.7歳	305,147円	488,457円
事業者	—歳		—円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	43.2歳	374,654円	597,236円
団体平均	43.3歳	345,080円	553,818円
事業者	—歳		—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県		参 考 (三重県の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (28年度)		1人当たり平均支給額 (28年度)	
1,716 千円		1,671 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分
(1.45) 月分	(0.80) 月分	(1.45) 月分	(0.80) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~20%		・ 役職加算 5~20%	
・ 管理職加算 15~25%		・ 管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (29年4月1日現在)

三 重 県			参 考 (三重県の知事部局等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,125 千円	20,048 千円	1人当たり平均支給額	4,690 千円	23,697 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		64,704 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		231 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師 (管理者が認める者)	31 %	1 人	— %
医師	16 %	16 人	16 %
上記以外の職員	4.5 %	267 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		94,891 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		362 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		93.6 %	
手当の種類 (手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務等接触手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 病院事業職員の特殊勤務手当		
夜間看護等手当			
変則勤務手当			
病院群輪番制等 救急業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	77,924 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	294 千円
支給実績 (27年度決算)	70,867 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	266 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 10,000円 ・子 月額8,000円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は下記の月額 ・子 月額10,000円 ・それ以外の扶養親族 月額 9,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		30,070 千円	213,263 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円 (自宅に居住する職員に対する手当は、平成23年度末で廃止。但し、平成26年度末まで経過措置あり。)	同じ		15,193 千円	316,518 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額416,400円)	同じ		73,407 千円	4,318,061 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		33,041 千円	118,002 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額23,000円+加算額 (配偶者等の住居との距離に応じて6,000円～45,000円)	同じ		816 千円	408,000 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 104,100円	同じ		14,647 千円	976,450 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		143 千円	28,660 円

宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・看護師の宿日直勤務1回につき7,000円(5時間未満 3,500円) ・医師又は歯科医師の宿日直勤務1回につき20,000円(5時間未満 10,000円)	同じ		17,964 千円	460,603 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		27,667 千円	188,213 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		22,314 千円	118,691 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。